



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年6月6日火曜日 第414号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	（経営支援課）... 630
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	（農地整備課）... 631
保安林の指定.....	（森林整備課）... 631
保安林の指定の解除.....	（ " ）... 631
建設業者の営業の停止命令.....	（土木管理課）... 632
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	（砂防課）... 632
公共測量の実施の通知.....	（道路維持課）... 632
指定居宅サービス事業者の指定.....	（東予地方局地域福祉課）... 633
指定介護予防サービス事業者の指定.....	（ " ）... 633
指定居宅サービス事業の廃止.....	（ " ）... 633
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要（2件）.....	（東予地方局環境保全課）... 633
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	（ " ）... 639
開発行為に関する工事の完了（2件）.....	（中予地方局建築指導課）... 640
指定居宅サービス事業者の指定.....	（南予地方局地域福祉課）... 641
指定介護予防サービス事業者の指定.....	（ " ）... 641

告 示

○愛媛県告示第671号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年6月6日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
くすりのレディ間屋町店・ペットSTEP松山間屋町店	松山市間屋町163番地12 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社西南企画 代表取締役 辻 正道 高知食糧株式会社 代表取締役社長 山崎 大輔	株式会社西南企画 代表取締役 豊田 洋介 高知食糧株式会社 代表取締役社長 山崎 大輔	令和5年 3月1日	令和5年 5月23日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第672号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年6月6日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出日 年月日
スーパーABC石井店	松山市北土居三丁目8番11	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社西南企画 代表取締役 辻正道	株式会社西南企画 代表取締役 豊田洋介	令和5年 3月1日	令和5年 5月23日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第673号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により、宇和島市吉田地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和5年6月6日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ほ場整備事業・玉津地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和5年6月7日から7月4日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所吉田支所

在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第675号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年6月6日

愛媛県知事 中村時広

1 解除に係る保安林の所在場所

南宇和郡愛南町深浦184（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第674号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年6月6日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林の所在場所

今治市菊間町西山420の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所

○愛媛県告示第676号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

令和5年6月6日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	営業の停止を命じた年月日	停止を命じた営業の範囲	営業の停止を命じた期間	営業の停止を命ずる原因となった事実
(特-2) 第1181号	令和2年9月10日	岩城建設株式会社	松浦 尚	越智郡上島町岩城3803	令和5年5月26日	土木工事業及び鋼構造物工事業の営業のうち、公共工事に係るもの 注 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。	令和5年6月2日から令和6年6月1日まで（366日間）	岩城建設株式会社の前代表取締役は、上島町が令和2年8月27日に入札を執行した「長江港浮桟橋改修工事」に関し、また、同社の前取締役は、同町が令和3年5月26日に入札を執行した「長江港浮桟橋塗装除去工事」に関し、それぞれ当時の町職員から秘密事項である予定価格やそれと同額である工事価格などの教示を受けて、同社にそれらの工事を落札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をしたとして、公契約関係競売入札妨害の罪により、懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。
(特-4) 第2023号	令和4年10月23日	五島建設株式会社	向井ます子	越智郡上島町岩城1351	令和5年5月26日	土木工事業の営業のうち、公共工事に係るもの 注 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。	令和5年6月2日から令和6年6月1日まで（366日間）	五島建設株式会社の前代表取締役は、上島町が令和2年8月27日に入札を執行した「令和2年度岩城地区増殖礁設置工事」に関し、当時の町職員から秘密事項である予定価格の教示を受けて、同社に工事を落札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をしたとして、公契約関係競売入札妨害の罪により、懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

○愛媛県告示第677号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局及び市役所において縦覧に供する。

令和5年6月6日

愛媛県知事 中村時広

東蓮寺谷地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱22号までを順次結んだ線及び標柱22号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町	字	地番	標柱		
宇和島市	吉田町河内	東蓮寺谷	甲324番	1号	
			甲321番2	2号	
			甲322番1	3号	
			乙33番1	4号	
			乙34番1	5号	
			タイラ	甲844番1	6号
			東蓮寺谷	乙42番1	7号
			甲377番	8号	
			甲393番	9号	
			甲414番	10号、11号	
			甲398番	12号、13号	

甲194番2	14号、15号
甲200番	16号
甲372番2	17号
甲364番	18号、19号
甲353番	20号、21号
甲337番	22号

東蓮寺谷A地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱11号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町	字	地番	標柱		
宇和島市	吉田町河内	東蓮寺谷	甲174番2	1号	
			甲399番	2号	
			甲411番1	3号	
			甲410番	4号	
			甲405番1	5号、6号	
			甲403番	7号	
			甲397番	8号	
			ミカト	甲164番	9号、10号
			甲174番1	11号	

○愛媛県告示第678号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第

14条第1項の規定に基づき、四国技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年6月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間 令和5年7月1日から
令和6年3月31日まで
- 3 作業地域 愛媛県の一部

○愛媛県告示第679号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和5年6月6日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ゆずの会	訪問看護ステーション 葵	愛媛県新居浜市坂井町一丁目9番10号	令和5年4月1日	訪問看護
社会福祉法人新生福祉会	楽生苑まんまる訪問介護事業所	愛媛県今治市大三島町宮浦5714番地15-2	令和5年4月1日	訪問看護
くろしお医療福祉株式会社	ヘルパーステーション さくら	愛媛県四国中央市金生町下分995番地1	令和5年4月1日	訪問介護
株式会社レインボーフラワー	訪問看護ステーション 太陽と月	愛媛県西条市壬生川650番地1	令和5年4月3日	訪問看護
株式会社希望	デイサービス愛顔 新居浜	愛媛県新居浜市東田1丁目甲1244番地1	令和5年4月15日	通所介護

○愛媛県告示第680号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和5年6月6日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ゆずの会	訪問看護ステーション 葵	愛媛県新居浜市坂井町一丁目9番10号	令和5年4月1日	介護予防訪問看護
株式会社レインボーフラワー	訪問看護ステーション 太陽と月	愛媛県西条市壬生川650番地1	令和5年4月3日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第681号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

令和5年6月6日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社いまじん	あおぞらヘルパーステーション	愛媛県新居浜市泉池町7-12-201	令和5年4月1日	訪問介護
合同会社 安用	もも	愛媛県西条市石延108番地1	令和5年4月1日	訪問介護

○愛媛県告示第682号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び

新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和5年6月6日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
日本エイアンドエル株式会社

大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号

代表取締役 阪本 聡司

2 事業場の名称及び所在地

日本エイアンドエル株式会社愛媛工場

新居浜市菊本町二丁目10番2号

3 特定施設に関する事項

(1) L G - 910 A / B

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第34号 イ ろ過施設	
特定施設の能力	1時間当たり4~10立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後、ただちに	
工事の完成予定年月日	着手後、ただちに	
使用開始の予定年月日	完成後、ただちに	
特定施設の使用時間間隔	間欠運転	
特定施設の1日当たりの使用時間	~12時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 6.0~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15,000 最大 30,000
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 200
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2
	炭含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4 最大 6	

備考 ろ過施設はL G - 910 A及びL G - 910 Bの2基により構成されている。

(2) L G - 1900 C / D

特定施設の種 類	政令別表第1第34号 イ ろ過施設
特定施設の能力	1時間当たり4~10立方メートル処理
工事の着手予定年月日	許可後、ただちに
工事の完成予定年月日	着手後、ただちに
使用開始の予定年月日	完成後、ただちに
特定施設の使用時間間隔	間欠運転
特定施設の1日当たりの使用時間	~12時間

特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 6.0~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15,000 最大 30,000
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 200
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4 最大 6	

備考 ろ過施設はL G - 1900 C及びL G - 1900 Dの2基により構成されている。

(3) F G - 2102

特定施設の種 類	政令別表第1第34号 ロ 脱水施設及び政令別表第1第34号 ハ 水洗施設	
特定施設の能力	脱水量1日当たり370~486立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後、ただちに	
工事の完成予定年月日	着手後、ただちに	
使用開始の予定年月日	完成後、ただちに	
特定施設の使用時間間隔	~24時間連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	最大24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5 最大 6.0~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 839 最大 1,356
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 500
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 69
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 370 最大 486	

(4) R X - 1001 D / 1002 D , R E - 1001 D / 1002 D / 1003 D

特定施設の種 類	政令別表第1第34号 ニ ラテックス濃縮施設	
特定施設の能力	ラテックス1日当たり60立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後、ただちに	
工事の完成予定年月日	着手後、ただちに	
使用開始の予定年月日	完成後、ただちに	
特定施設の使用時間間隔	~24時間連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	最大24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 6.0~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 995 最大 1,493
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 67 最大 96
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 36 最大 52.5	
	通常 36 最大 52.5	

備考 ラテックス濃縮施設は、多管式熱交換器3基とスチームエジェクター2基より構成されている。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.2 C A S、No.3 C A S

設 置 年 月 日	No.2 平成21年3月1日 No.3 昭和51年1月10日
処理施設の種 類及び型式	加圧浮上分離装置
処 理 施 設 の 構 造	浮上分離式
処理施設の主要寸法	No.2 C A S 縦 21,580ミリメートル 横 8,000ミリメートル 高さ 4,500ミリメートル No.3 C A S 縦 13,340ミリメートル 横 4,650ミリメートル 高さ 2,500ミリメートル
処理施設の能力	No.2 C A S 1日当たり3,600立方メートル処理 No.3 C A S 1日当たり2,400立方メートル処理
汚水等の処理の方式	化学処理
処理施設の使用時間間隔	連続

処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0 最大 10.0	通常 7.0 最大 8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 942 最大 1,529	通常 328 最大 533
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,423 最大 3,533	通常 119 最大 149
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 105 最大 163	通常 105 最大 163
	炭含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 6	通常 2 最大 4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2,584 最大 3,901	通常 2,584 最大 3,901	

(2) フロコア塔

設 置 年 月 日	昭和48年12月15日		
処理施設の種 類及び型式	散水濾床装置		
処 理 施 設 の 構 造	タワー式		
処理施設の主要寸法	縦 26,000ミリメートル 横 9,000ミリメートル 高さ 13,000ミリメートル		
処理施設の能力	1日当たり6,400立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	生物処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 8.5	通常 7.0 最大 8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 188 最大 301	通常 60 最大 85
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 84 最大 139	通常 50 最大 89
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 69 最大 107	通常 48 最大 75
	炭含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 6	通常 2 最大 4

燃含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 3	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 3,316 最大 5,066	通常 3,316 最大 5,066

(3) 曝気槽

設 置 年 月 日	昭和51年2月10日		
処理施設の種類及び型式	排水曝気槽		
処理施設の構造	空気曝気式		
処理施設の主要寸法	縦 16,000ミリメートル 横 15,000ミリメートル 高さ 3,500ミリメートル		
処理施設の能力	1日当たり6,400立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	化学処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0 最大 8.5	通常 7.0 最大 8.5
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 262 最大 418	通常 188 最大 301
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 84 最大 139	通常 84 最大 139
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 82 最大 126	通常 69 最大 107
	燃含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2 最大 4	通常 1 最大 3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 3,293 最大 5,039	通常 3,293 最大 5,039	

(4) R V - 021 B

設 置 年 月 日	昭和55年4月16日		
処理施設の種類及び型式	不純物分離装置		
処理施設の構造	油水分離式		
処理施設の主要寸法	縦 3,500ミリメートル 横 1,500ミリメートル 高さ 1,100ミリメートル		
処理施設の能力	1日当たり550立方メートル処理		

汚水等の処理の方式	物理処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0 最大 8.5	通常 7.0 最大 8.5
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 995 最大 1,493	通常 299 最大 448
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 70 最大 100	通常 30 最大 40
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 23 最大 31	通常 20 最大 28
	燃含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0 最大 0	通常 0 最大 0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 315 最大 472	通常 315 最大 472	

(5) R V - 1021 B

設 置 年 月 日	昭和62年7月30日		
処理施設の種類及び型式	不純物分離装置		
処理施設の構造	油水分離式		
処理施設の主要寸法	縦 4,500ミリメートル 横 2,000ミリメートル 高さ 1,300ミリメートル		
処理施設の能力	1日当たり550立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	物理処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0 最大 8.5	通常 7.0 最大 8.5
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 995 最大 1,493	通常 299 最大 448

浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	70	通常	30
	最大	100	最大	40
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	23	通常
	最大	31	最大	28
燐含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	0	通常	0
	最大	0	最大	0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	72	通常	72
	最大	105	最大	105

(6) GX - 410

設 置 年 月 日	平成17年11月11日		
処理施設の種類及び型式	SHX - 600×4500L型		
処理施設の構造	スクリーブレス脱水機		
処理施設の主要寸法	縦 6,540ミリメートル 横 1,870ミリメートル 高さ 2,120ミリメートル		
処理施設の能力	1日当たり110立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	物理処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0 最大 8.5	通常 7.0 最大 8.5
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 328 最大 533	通常 394 最大 640
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 119 最大 149	通常 143 最大 179
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 105 最大 163	通常 126 最大 196
	燐含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2 最大 4	通常 2 最大 5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 90.0 (固形分5パーセント) 最大 110.0 (固形分5パーセント)	通常 81.8 最大 97.8	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.2排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0 最大 6.0-8.5
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 42 最大 65
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 50 最大 89
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 33 最大 51
	燐含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 4,778 最大 7,326	

(2) No.3排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0 最大 6.0-8.5
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 2 最大 2
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10以下 最大 10以下
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 2
	燐含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 120 最大 360	

備考 No.1排水口は雨水用排水口ある。

○愛媛県告示第683号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和5年6月6日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
日本ケッチェン株式会社
東京都港区芝浦1丁目2番1号
代表取締役社長 秋山 美高
- 事業場の名称及び所在地
日本ケッチェン株式会社新居浜事業所
新居浜市磯浦町17番4号

3 特定施設に関する事項

(1) 西工場スクラバーテスト機

特定施設の種別	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第27号 又 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり40ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後ただちに	
工事の完成予定年月日	工事着手後ただちに	
使用開始の予定年月日	完成後ただちに	
特定施設の使用時間間隔	1日/テスト毎 テスト2回予定	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.0~8.0 最大 2.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 53 最大 78
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 31 最大 68
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13 最大 33
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 20 最大 20	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) S S回収設備

設置年月日	平成9年10月31日	
処理施設の種別及び型式	シクナー(単室型、中心支持中心駆動型)	
処理施設の構造	ステンレス製	
処理施設の主要寸法	No.1 S S 直径 4メートル 高さ 2メートル No.2 S S 直径 5メートル 高さ 2メートル	
処理施設の能力	1日当たり1,800立方メートル処理	
汚水等の処理の方式	S S沈殿	
処理施設の使用時間間隔	連続	
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし	

処理施設に	項目	処理前	処理後
よる処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.0~12.0	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 13	通常 2 最大 13
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 159 最大 264	通常 52 最大 60
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 159	通常 0 最大 159
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下	通常 1以下 最大 1以下
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,415 最大 1,790	通常 1,415 最大 1,790

(2) スクラバー排水中和槽

設置年月日	平成19年10月31日		
処理施設の種別及び型式	中和設備		
処理施設の構造	鋼板製及び内面FRP製		
処理施設の主要寸法	縦 6.2メートル 横 2.8メートル 高さ 3.5メートル		
処理施設の能力	1日当たり3,600立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	混合調整、pH調整		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に	項目	処理前	処理後
よる処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.0~8.0 最大 2.0~9.0	通常 6.0~8.0 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 55 最大 105	通常 55 最大 105
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 31 最大 62	通常 31 最大 62
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 53	通常 16 最大 53
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下	通常 1以下 最大 1以下

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,345 最大 1,575	通常 1,345 最大 1,575
----------------------------	----------------------	----------------------

(3) 処理槽

設 置 年 月 日	平成28年1月15日		
処理施設の種類及び型式	水平流式、酸化処理		
処理施設の構造	FRP製		
処理施設の主要寸法	直径3.2メートル 高さ8メートル 直径3.2メートル 高さ7.4メートル		
処理施設の能力	1日当たり7,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	混合調整、pH調整、COD酸化、SS沈殿、N除去、CN除去		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.0~9.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 28 最大 56	通常 12 最大 17
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 42 最大 62	通常 40 最大 60
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 110	通常 8 最大 33
	炭含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2,760 最大 3,365	通常 2,760 最大 3,365	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.4 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.4 最大 16
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60

窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 22 最大 32
	炭含有量(単位1リットルにつきミリグラム)
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 120 最大 145

(2) No.2 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.4 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 12.1 最大 17.2
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 7.4 最大 32.9
	炭含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2,730 最大 3,335	

○愛媛県告示第684号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第4項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和5年6月6日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
日本ケッチェン株式会社
東京都港区芝浦1丁目2番1号
代表取締役社長 秋山 美高
- 事業場の名称及び所在地
日本ケッチェン株式会社新居浜事業所
新居浜市磯浦町17番4号
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第27号イ、ヌ、ル
- 変更しようとする事項の内容
汚水等の処理の方法、排水水の汚染状態(排水系統別の汚染状態を含む)及び排水水の量(排水系統別の量を含む)
- 汚水等の処理施設に関する事項
(1) SS回収設備

		変更前		変更後	
処理施設に	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.0~12.0	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6	通常 6.0~8.0 最大 5.0~12.0	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 2 最大 3	通常 2 最大 3	通常 2 最大 13	通常 2 最大 13
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 159 最大 264	通常 52 最大 60	通常 159 最大 264	通常 52 最大 60
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0 最大 167	通常 0 最大 167	通常 0 最大 159	通常 0 最大 159
	炭含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下	通常 1以下 最大 1以下	通常 1以下 最大 1以下	通常 1以下 最大 1以下

備考 No.1排水口のみへ排水していたが、No.1及びNo.2排水口へ排水する。

(2) スクラバー排水中和槽

備考 No.1排水口のみへ排水していたが、No.1及びNo.2排水口へ排水する。

(3) 処理槽

		変更前		変更後	
処理施設に	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.0~9.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 6.0~8.0 最大 5.0~9.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 28 最大 51	通常 12 最大 17	通常 28 最大 56	通常 12 最大 17
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 42 最大 62	通常 40 最大 60	通常 42 最大 62	通常 40 最大 60
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 8 最大 114	通常 8 最大 33	通常 8 最大 110	通常 8 最大 33
	炭含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下	通常 1以下 最大 1以下	通常 1以下 最大 1以下	通常 1以下 最大 1以下

備考 No.1排水口のみへ排水していたが、No.1及びNo.2排水口へ排水する。

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の

値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1排水口

汚水等の汚 染状態の値	項目	変更前	変更後
汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~8.4 最大 5.8~8.6	通常 6.0~8.4 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 4.5 最大 5.6	通常 6.4 最大 16
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 40 最大 60	通常 40 最大 60
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 26.8 最大 31	通常 22 最大 32
	炭含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下	通常 1以下 最大 3
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 90 最大 115	通常 120 最大 145

No.2排水口

汚水等の汚 染状態の値	項目	変更前	変更後
汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~8.4 最大 5.8~8.6	通常 6.0~8.4 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 12.1 最大 17.2	通常 12.1 最大 17.2
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 40 最大 60	通常 40 最大 60
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 7.4 最大 32.9	通常 7.4 最大 32.9
	炭含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1以下 最大 1以下	通常 1以下 最大 1以下
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2,760 最大 3,365	通常 2,730 最大 3,335

○愛媛県告示第685号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年6月6日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
5中局建(開)第6号 令和5年5月29日	伊予市下吾川字柳55番1、59番1、59番2	松山市来住町1091番地1 愛媛医療生活協同組合 代表理事 今村高暢

○愛媛県告示第686号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年6月6日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
5中局建（開）第7号 令和5年5月30日	伊予市上三谷字下八ザ甲962番1、甲963番1、甲964番2	松山市古川南二丁目19番25号 株式会社米匠 代表取締役 土 居 将太郎

○愛媛県告示第687号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和5年6月6日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社土居商店	ゆうきりんりん	愛媛県八幡浜市天神通二丁目1526番地 177	令和5年4月6日	福祉用具貸与
株式会社土居商店	ゆうきりんりん	愛媛県八幡浜市天神通二丁目1526番地 177	令和5年4月6日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第688号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和5年6月6日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社土居商店	ゆうきりんりん	愛媛県八幡浜市天神通二丁目1526番地 177	令和5年4月6日	介護予防福祉用具貸与
株式会社土居商店	ゆうきりんりん	愛媛県八幡浜市天神通二丁目1526番地 177	令和5年4月6日	特定介護予防福祉用具販売